

政令(素案の叩き台)への情報保全諮問会議委員からのコメントと反映状況

平成26年7月10日時点

条項	事項	コメント	反映状況
第一章 総則			
1条	法第2条第5号の政令で定める特別の機関		
2条	法第3条第1項の政令で定める者		
3条	法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関	スケジュールとの関係で、施行令第3条における(関係省庁との調整)はいつ確定すると見込んでいるのか。	● 関係省庁との調整については、次回の情報保全諮問会議までに一定の目処をつけたいと考えています。(なお、関係省庁との調整が正式に確定するのは、政令の閣議決定直前となる点につきご了承願います。)
		「次に掲げる行政機関以外の」との消極的な規定ぶりになっているが、今後もこのような規定ぶりを維持するのか。法律における「政令で定める行政機関の長については、この限りでない」という規定ぶりとの齟齬があるのではないか。	● 御指摘も踏まえ、法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長を規定する案に修正いたしました。
		特定秘密を指定する行政機関と特別管理秘密を指定している行政機関との具体的な差分、差分が生じている理由、及び特定秘密を指定する行政機関として挙げられているものが、それぞれ法別表のどの事項の情報を扱う想定なのかについてご教示いただけると幸い。	● 特別管理秘密は、各行政機関が保有する国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を指定対象としており、特定秘密の指定の対象である我が国の安全保障に関する情報以外の情報も指定の対象となっているため、必ずしも特別管理秘密の指定をしている行政機関の全てが特定秘密の指定を行うわけではございません。 ● 具体的には、宮内庁は、特別管理秘密を指定しておりますが、特定秘密の指定をする見込みを踏まえ、法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関とする案としております。
第二章 特定秘密の指定等			
4条	特定秘密指定管理簿の備付け等		
5条	指定に関する記録の作成		
6条	特定秘密の表示		
7条	通知		
8条	法第3条第3項の規定により講じた措置の記録		
9条	指定の有効期間の満了に伴う措置		
10条	指定の有効期間の延長		
11条	内閣に特定秘密を提示する場合の措置		

条項	事項	コメント	反映状況
12条	指定の解除		
13条	行政機関の長による特定秘密の保護措置	職員の範囲について、契約時に明確に定める必要があるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 適合事業者において特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業者の具体的な範囲を契約で定めることとすると、事業者の組織の改編等によりその範囲に変更が生じた場合に契約の変更等が必要となり、適合事業者に負担を強いるおそれがあるため、その範囲の決定に関する事項を契約で定めるべき事項としたものです。 ● 適合事業者の従業者についての適性評価は、当該適合事業者から当該従業者の氏名、所属部署等を記載した名簿の提出を受けた上で実施することを想定しており、特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業者の具体的な範囲が契約時に定まっていなくとも、その実施に支障は生じないと考えます。 ● なお、防衛秘密制度においては、自衛隊法施行令第113条の5第2項第1号の「防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に關すること」として、契約において指定した範囲を防衛省に報告すること、その範囲に変更があった場合に防衛省に報告することなどを定めております。
		施行令第13条に基づき各行政機関の長が作成する規程において、緊急廃棄に関する事項を定めることになっているが、具体的な手続等については各行政機関が独自に定めることになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 本法の規定上、特定秘密の保護措置は特定秘密を保有する行政機関の長が講ずることとされているため、御指摘の点についても、政令においては、各行政機関の長が規程を定めることとしたものです。 ● 他方、緊急廃棄の手続等に関する規程の内容については御指摘のとおり各行政機関間で統一を図ることは重要と考えますので各行政機関の長が規程を定めようとする際は、あらかじめその案を内閣総理大臣に通知することを運用基準で規定しました。
		緊急廃棄について、緊急避難の法理により、法令上の規定がなくてもこれを行うことができるが、その要件を厳格なものとするために、政令上規定することとしたものと承知している。こうした背景を、逐条解説等においてしっかりと説明すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘につきましては、当該規定を政令において明記することについて、政令の概要説明資料の中で記述すると共に、その必要性等についても、今後逐条解説等に政令及び運用基準の内容を反映する段階で本件を記述いたします。
14条	都道府県警察による特定秘密の保護措置		

条項	事項	コメント	反映状況
15条	適合事業者に係る基準	適合事業者については、第15条で第13条第1項第4号の措置を講ずることを求めている。これは国の行政機関と同等の措置を求めているものと読める。特定秘密の秘匿の高度の必要性からすれば、そのようになるのは当然である。したがって、この措置が行えない企業は適合事業者になれないことになる。兵器産業では1つの製品について多くの下請企業が関わっている実情があると聞いている。特定秘密をこれらの企業が共有すべきことになると、実際には多くの企業が「必要な措置」を実行できずに脱落せざるを得なくなる。特定秘密情報は行政機関との契約の相手方に止まり、その先には行かないことにすれば、これまでの下請企業との連携を維持できる。その代わりに、下請企業の従業員には適性評価は行われず、取扱者にならないので、下請企業との情報連携には注意を要すべきことになる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘のような下請企業であっても、特定秘密を保有し、又は提供される場合には特定秘密の取扱いの業務を行うこととなる従業者は当該下請企業の従業者として適性評価を受けることになります。
16条	適合事業者による特定秘密の保護措置	第16条第1項では、第1号から第4号まで、柱書に「措置」とあり、以下具体的に、イ、ロ、ハと挙げられているのに対して、第5号では、「当該…その他の措置」となっており、「その他の措置」がどのような事項を指しているのかわかりにくいのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の措置については、報告に関連する措置であり、具体的には運用基準IV9(2)アに記載しています。
17条	他の行政機関による特定秘密の保護措置		
18条	その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置	<p>法第10条第1項では、柱書で、「提供」とあるが、第1号ロ、第2号、第3号、第4号で「提示」としている（第2項も同様）。柱書の「提供」は、第1号イの場合のみを指しているのか。「提示」は、行政機関の物理的占有下にあることを前提に見せることを意味するのか。見せた後はその日のうちに持ち帰るといった感じになるのか。例えば、数日間、内容を検討したいという場合はどのようにすることになるのか。</p> <p>法第10条第1項第1号の政令で定める措置は、第1号のイ以外の場合について求められているものであり、第2号ないし第4号では求められていない。これは、上記のような「提示」を想定しているからなのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「提供」とは利用し得る状態に置くことをいい、法第10条第1項第1号ロ、第2号、第3号及び第4号で「提示」はこれに含まれます。 ● 「提示」とは他人に差し出して見せることをいい、これらの号に掲げる法律の条項において文書等を「提示」することとされていることを踏まえた規定としたものです。 ● 御指摘のような場合については、これらの号に掲げる法律の条項における「提示」の解釈上可能であれば許容されるものと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 法第10条第1項第2号から第4号までに掲げる場合について「政令で定める措置」を求めているのは、これらの号に掲げる法律の条項により「提示」した文書等については、これらの法律の規定により、何人も開示を求めることができないとされており、特定秘密が適確に保護されることが法律上担保されているためです。

条項	事項	コメント	反映状況
第四章 特定秘密の取扱者の制限			
19条		<p>施行令第19条に国会同意人事である情報公開・個人情報保護審査会委員が入っていないが、その理由。</p> <p>個人的には致し方ないという気もするものの、本法の国会審議において、同委員会を含めて「重層的なチェック」と言ってきたことから、きちんとした理由を示してほしい。</p>	<p>● 情報公開・個人情報保護審査会が特定秘密に触れる場合は、法第10条のその他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた場合であり、その場合、情報公開・個人情報保護審査会委員は適性評価を要しないため、本政令案では規定しなかったものです。</p>
第五章 適性評価			
20条	適性評価の実施		
21条	評価対象者に対する告知等	<p>法第12条第3項の政令事項に関連して適合事業者の従業員について適性評価を行う場合、質問票を事業者経由で評価対象者に交付し、記載した質問票を事業者に集めさせ、一括して行政機関に提出させるという手順が考えられる。これ自体は効率的であり合理的であるが、確実に事業者が回答内容を見ることができない状態にして回収する必要がある。</p> <p>適合事業者へ回収をさせる場合には、内容を見ることや評価対象者に確認することを禁止することを、条文中明記しておいた方がよいのではないかと。</p>	<p>● 特定秘密保護法上、質問票を交付し、記載を求めるのは行政機関の長であることから、政令には御指摘のような規定を設けていませんが、御指摘については、運用基準IV2(4)留意事項において記載しており、個人情報は適切に保護されるものと考えます。</p>
22条	国家公務員法第38条各号等に準ずる事由	<p>法第16条第1項の政令事項に関連して第1項は、行政機関が適合事業者の労働者の個人情報に基づいて適合事業者に働き掛けを行うことを禁止しているのか。例えば、評価対象者である労働者について特定有害活動やテロリズムに関する情報を取得したことにより、当該労働者を「適性なし」と判断することはあり得るとしても、これを超えて、適合事業者との取引についてマイナス事情として考慮されることは許されるのか。</p> <p>現在、東京地裁に係属中の平成25年(ワ)第27657号事件(損害賠償請求事件)(当職が原告代理人)では、放置自転車確認業務を警視総監から委託されている民間企業の従業員の勤務ぶりを、警視庁交通部駐車対策課放置自転車対策センターの警察官が無断で多数写真撮影し、これらの写真に基づいて撮影されている従業員の処分を求め、処分するまで既に弁済期が到来している支払いをしないと、民間企業では支払いを受けるために止む無く当該従業員を解雇した。また、上記民間企業は入札手続きにおいても不利益な扱いを受けた。警視庁の答弁書は正当な行為だとしている。</p> <p>適性評価についても、適合事業者の従業員の個人情報がこのような使われ方をすることが可能であれば、そもそも行政機関の長が適合事業者の従業員について適性評価を行うという制度設計に問題があると考えられる。</p>	<p>● 適合事業者の従業員について適性評価を実施した結果、当該従業員が特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合、当該従業員を除いた者が特定秘密の取扱いの業務を行い、契約に定められた業務を遂行する限り、従業員についての適性評価の結果が適合事業者との取引自体にマイナスの影響を及ぼすことは想定しがたいと考えます。一方で、仮に従業者の大半について、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断され、本来の業務の遂行そのものに困難をきたす状況となった場合等には、取引自体に影響があることもあり得るものと考えます。</p>
23条	権限又は事務の委任	<p>法第20条の規定がわかりにくく、適性評価の実施について、行政機関同士が協力し合えるように読めるので、『素案の叩き台(改訂版)』26頁の12のなお書きを、法第17条の政令に関連するものとして、条文中に明記しておいた方がよいのではないかと。</p>	<p>● 御指摘のような規定は確認的なものであり、条文を制令に盛り込むことは困難ですが、その趣旨が各行政機関において徹底されるよう、閣議決定される運用基準において明記することとしております。</p>

条項	事項	コメント	反映状況
附則			
		<p>附則第3条第3項に「契約が終了するまでの間」とあるが、長期に渡って契約を締結している例はあまりないのか。あまりに長期に渡って契約を締結している場合、これを自動的に適合事業者と見なしてしまっているのか。何年かごとに区切ることも一案ではないか。</p>	<p>● 防衛秘密に係る契約の中には国庫債務負担行為によるものもありますが、その年限には上限があり、最長5年とされています(財政法第15条第3項)。</p>